（在留カードの記載事項等）

**第十九条の六**　［略］

2　法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

［一～三　略］

四　法第十九条の十五の二第六項又は第七項の規定により新たな特定在留カードの交付を受ける中長期在留者　当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域

五　法第十九条の十五の三第三項又は第十九条の十五の四第三項の規定により新たな在留カードの交付を受ける中長期在留者　当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域

六～十　［略］

3　法第十九条の四第一項第一号の地域として出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号。以下「令」という。）第一条に規定するヨルダン川西岸地区及びガザ地区を記載するときは、パレスチナと表記するものとする。

4　法第十九条の四第一項第五号に規定する就労制限があるときは、その制限の内容を記載するものとする。

5　法第十九条の四第一項第七号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　資格外活動許可をしたときは、新たに許可した活動の要旨

二　法第十九条の七第二項（法第十九条の八第二項及び法第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により在留カードに住居地の記載をする場合には、当該在留カードを提出してした届出の年月日

6　［略］

7　法第十九条の四第三項に規定する法務省令で定める年齢は、一歳とする。

8　法第十九条の四第三項の規定により在留カードに表示する中長期在留者の写真は、次の各号のいずれかに掲げる写真であつて、別表第三の二（特定在留カードに表示する写真にあつては、2の項を除く。）に定める要件を満たしたものとする。

一　第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第二項、第十九条の十四の五第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項の規定により提出された写真（第八項において「申請等において提出された写真」という。）、法第十九条の四第三項後段の規定により利用することができる写真又は中長期在留者が在留カードへの表示を希望する写真のいずれかを表示するものとする。

［項を加える。］

（在留カードの記載事項等）

**第十九条の六**　［同上］

2　法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

［一～三　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

四～八　［同上］

3　法第十九条の四第一項第一号の地域として出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第一条に規定するヨルダン川西岸地区及びガザ地区を記載するときは、パレスチナと表記するものとする。

4　法第十九条の四第一項第六号に規定する就労制限があるときは、その制限の内容を記載するものとする。

［項を加える。］

5　［同上］

6　法第十九条の四第三項の規定により中長期在留者の写真を表示する在留カードは、有効期間の満了の日を中長期在留者の十六歳の誕生日以降の日として交付するものとする。この場合において、当該写真は、別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項の規定により提出された写真（第八項において「申請等において提出された写真」という。）、法第十九条の四第三項後段の規定により利用することができる写真又は中長期在留者が在留カードへの表示を希望する写真のいずれかを表示するものとする。

［項を加える。］